

133
陸監第25号
令和6年8月26日

睦沢町長 田中憲一様

睦沢町代表監査委員

月日 美留

睦沢町監査委員

市原重志

令和5年度農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度農業集落排水事業特別会計経営健全化審査を実施した結果、下記のとおり意見を付し提出する。

記

1. 審査の期日

令和6年8月2日（金）

2. 審査の場所

睦沢町役場 3階 308会議室

3. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から審査に付された資金不足比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また資金不足比率の算出過程において、誤りはないかなどに主眼をおくとともに、睦沢町監査基準に準拠して審査を実施した。

4. 審査の結果

| 資金不足比率 | 令和5年度 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------|--------|---------|----|
| なし | 20.00% | | |

審査に付された資金不足比率及び、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足比率の算出過程においても数値は適正に算定されており、歳出額より歳入額が上回っているため資金不足額は生じていない。

5. 審査の意見

令和6年3月31日に特別会計から公営企業会計方式への移行による、打ち切り決算を行ったことを踏まえた意見とする。

打ち切り決算をしなかった場合であれば、歳入では調定額で、歳出では支出負担行為額を考慮し算出しても、資金不足額は生じていない状況である。

しかし、調定額でみた一般会計からの繰入金は、歳入全体の51.66%を示していることから、必ずしも経営状況は良好な状態にあるとは言えない。

今後も健全な経営に努められたい。

6. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項等はない。